協議会資料

協議第1号

協議会及び調整会議の公開に関する指針について

川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会及び調整会議の公開に関する指針を別紙のとおり定める。

令和5年4月14日提出

川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会 会長 飯 島 和 夫

川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会及び調整会議の公開に関する指針

令和 年 月 日

1 目的

この指針は、川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会及び調整会議 (以下「協議会等」という。) を公開することにより、その審議の状況を住民に明らかにし、会議の運営の透明性、公正性を確保するとともに、行政に対する住民の理解と信頼を深め、もって開かれた行政の推進に寄与することを目的とする。

2 会議の公開

協議会等は、次に掲げる場合を除き、公開するものとする。

- (1) 当該会議において、川島町情報公開条例(平成13年川島町条例第13号)第8条第 1号から第7号に関し審議する場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的 が達成されないと認められる場合
- (3) その他 出席者が非公開と認める場合

3 公開又は非公開の決定

前項に規定する「会議の公開」における(1)から(3)については、協議会等に諮って公開又は非公開の決定を行うものとする。

4 公開の方法等

- (1) 協議会等は、会場に傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 協議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。
- (3) 協議会等は、傍聴者に対し会議資料(非公開情報が記載されているものを除く。)の 配布又は閲覧に努めるものとする。

5 会議録の作成及び公表

協議会等は、会議録を作成し、公開した会議の会議録及び会議資料は公表するものとする。

令和5年3月27日 川島町長決裁 令和5年3月27日 桶川市長決裁

川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 川島町と桶川市(以下「両市町」という。)は、川島町・桶川市ごみ処理の広域 化に関する協定書に基づき、ごみ処理の広域化について協議するため、協議会を設置 する。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会(以下「協議会」という。)という。

(所掌事務)

- 第3条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 事業の実施主体に関すること
 - (2) 川島町内に建設予定のごみ処理施設の整備及びこれに付帯すること
 - (3) ごみ処理基本計画、施設整備基本構想、循環型社会形成推進地域計画の策定に関すること
 - (4) その他必要と認める行為

(組織)

第4条 協議会は、川島町長及び桶川市長を委員として組織する。

(会長)

- 第5条 協議会に、会長を置く。
- 2 会長は、ごみ処理施設の建設候補地の長をもってこれに充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、他の委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。
- 2 委員に事故があるとき、又は欠けたときは、委員があらかじめ指名する者がその職 務を代理する。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求めて意見若しくは説明を 聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(調整会議)

- 第7条 協議会の協議事項について審議し調整するため、協議会に調整会議を置く。
- 2 調整会議は、両市町のそれぞれの長が指定した当該市町の職員をもって組織する。
- 3 調整会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴き、又は 必要な資料の提供を求めることができる。

(事務局)

- 第8条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 協議会の事務局は、川島町役場内に置く。
- 3 事務局の事務に従事する職員は、両市町のそれぞれの長が指定した当該市町の職員 を充てる。
- 4 前項の職員のうち、桶川市の職員は、川島町に研修派遣するものとし、勤務条件等は別に定める。

(経費)

第9条 協議会に要する経費は、両市町が負担するものとし、当該負担すべき額は10 0分の50が均等割、100分の50が人口割とする。この場合において、人口割の 経費については、予算の属する年度の前年度の4月1日現在の住民基本台帳人口をも って算出する。

(協議会の解散)

第10条 協議会は、事業の実施主体が確定した後に、委員の決議をもって解散する。 協議会解散後は、その事務を当該実施主体に引継ぐものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、委員が協議して 定めるものとする。

附則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

これまでの経過及び整理事項

第1回川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会令和5年4月14日(金)

ごみ処理広域化協議の経過

令和4年 1月11日 川島町 桶川市 東松山市ごみ処理の 広域化に関する基本合意書 締結

令和4年 2月 7日 第1回調整会議・ごみ処理の広域化の推進に関する 調整会議について

令和4年 3月 5日 第2回調整会議

- 第1回調整会議の振り返り
- 今後のスケジュールについて

令和4年 3月29日 第3回調整会議

・ごみ処理施設視察 浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設 町田市バイオエネルギーセンター

令和4年 5月19日 第4回調整会議

- ・調整会議の協議事項について
- ・協議会のあり方について

令和4年 8月 4日 第5回調整会議

・調整会議において協議する事項について スケジュールについて 協議会事務局体制及び組織体制について 協議会の負担割合について 協議会規約(案)について 令和4年 8月18日 川島町政策会議 建設候補地を三保谷宿南に選定

令和4年11月17日 第6回調整会議

- ・協議会の負担割合について
- 調整会議において協議した結果について

令和5年 1月25日 東松山市から 「3市町によるごみ処理広域化について(通知)」 協議会への参画を断念

令和5年 2月 2日 第7回調整会議

・調整会議について 基本合意書は無効とし、調整会議も終了とした。

令和5年 2月 2日 緊急会議

- ・広域の枠組みの見直しについて
- ・協議会設置に向けた整理事項について

令和5年 2月15日 「川島町・桶川市ごみ処理の広域化に関する協定書」締結

令和5年 4月 1日 「川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会」を設置

川島町・桶川市ごみ処理の広域化に関する協定書

ごみ処理の広域化を推進する枠組みが変更となったことから、令和4年1月11日に締結した「ごみ処理の広域化の推進に関する基本合意書」に代わり、川島町と桶川市(以下「両市町」という。)が引き続き広域化を推進していくための指針として、以下のとおり協定書を締結することとする。

(協議会の設置)

- 第1条 両市町は、ごみ処理の広域化について協議するため、川島町に協議会を設置する。
- 2 協議会を設置する日は、令和5年4月1日とする。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会(以下「協議会」という。)とする。

(所掌事務)

- 第3条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 事業の実施主体に関すること
 - (2) 川島町内に建設予定のごみ処理施設の整備及びこれに付帯すること
 - (3) ごみ処理基本計画、施設整備基本構想、循環型社会形成推進地域計画の策定に関すること
 - (4) その他必要と認める行為

(組織)

第4条 協議会は、川島町長及び桶川市長を委員として組織する。

(会長)

- 第5条 協議会に、会長を置く。
- 2 会長は、ごみ処理施設の建設候補地の長をもってこれに充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、他の委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。
- 2 委員に事故があるとき、又は欠けたときは、委員があらかじめ指名する者がその職務を代理 する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(調整会議)

- 第7条 協議会の協議事項について審議し調整するため、協議会に調整会議を置く。
- 2 調整会議は、両市町のそれぞれの長が指定した当該市町の職員をもって組織する。
- 3 調整会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は 必要な資料の提供を求めることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 協議会の事務局は、川島町役場内に置く。
- 3 事務局の事務に従事する職員は、両市町のそれぞれの長が指定した当該市町の職員を充てる。
- 4 前項の職員のうち、桶川市の職員は、川島町に研修派遣するものとし、勤務条件等は別に定める。

(経費)

第9条 協議会に要する経費は、両市町が負担するものとし、当該負担すべき額は100分の5 0が均等割、100分の50が人口割とする。この場合において、人口割の経費については、予 算の属する年度の前年度の4月1日現在の住民基本台帳人口をもって算出する。

(協議会の解散)

第10条 協議会は、事業の実施主体が確定した後に、委員の決議をもって解散する。協議会解 散後は、その事務を当該実施主体に引継ぐものとする。

(その他)

第11条 この協定書に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、委員が協議して定める ものとする。

以上、本協定の締結の証として本書2通を作成し、両市町において記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年2月15日

比企郡川島町大字下八ツ林870番地1

川島町

川島町長 飯島 和記

桶川市泉一丁目3番28号

桶川市

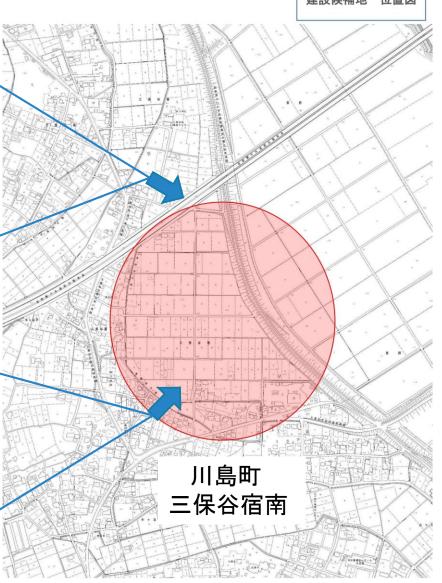
桶川市長 小野 克典

ごみ処理施設建設候補地

建設候補地 位置図







協議会設置に向けた整理事項

- (1)協議会の運営に関すること ⇒ごみ処理広域化協議会規約に反映
- 1 名称(第2条) 川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会とする。
- 2 事務所の位置(第8条) 協議会の事務所の位置は川島町役場内とする。
- 3 予算の整理(第9条)

協議会予算を作成し、負担割合は 均等割100分の50、人口割100分の50とする。

4 組織(第4条)

協議会は、川島町長及び桶川市長を委員とする。

協議会設置に向けた整理事項

(2)ごみ処理施設の整備・運営に関すること

1 用地

ごみ処理施設の建設にあたっては、盛土による水害対策を行うとともに、災害時の搬入路として建設候補地東側の堤防道路の利用が想定されることから、堤防高までの盛土を優先して検討する。

造成方法は、国の機関との連携や、施設整備基本構想で最も効果的な手法を検討する。 搬入路は、近隣住民の意向や国、県との協議事項を踏まえ、施設整備基本構想策定時 に決定し、事業実施主体が整備する。

用地取得者は事業実施主体とし、用地の取得及び整備に関する費用は、本体施設整備の負担割合と同率とする。

財源は、循環型社会形成推進交付金、一般廃棄物処理事業債を見込むが、その他の特定財源も調査研究する。

事業用地として取得する面積は必要最小限とし、盛土により形成される法面面積や河川法の規制による配置レイアウトの制限、塵芥収集車などによる渋滞緩和対策、災害廃棄物仮置場の確保等を考慮し、施設整備基本構想策定時に検証し、確定する。

協議会設置に向けた整理事項

(2)ごみ処理施設の整備・運営に関すること

2 本体施設

ごみ処理施設は、直接処理を行うことが効率的なごみを除き、全てのごみが処理可能な施設とする。本体施設に係る建設費及び運営費の支弁方法は、負担割合に応じ、負担金を事業実施主体に納付する。

建設費の負担割合は、人口割を基準とする。運営費の負担割合は、搬入量割を基準とし均等割を組み合わせた割合を協議会で決定する。

3 付帯施設

現段階では地元要望の集約ができているものではないが、地元説明会では付帯施設の設置は考えていないと説明していることから、余熱利用施設などは整備しない予定とする。

4 周辺環境整備

対象地域を三保谷宿及び山ケ谷戸とし、道水路等(水路は下流部も含む)とする。

現時点では地元との調整を行っており、費用総額、上限金額、期間、内容を具体的に示すことが困難であるが、これらが際限なく拡大することがないよう、細部は協議会で協議する。

周辺環境整備に係る支弁方法は、事業実施主体が川島町に負担金を支出する。負担割合は本体施設整備費と同率とする。

ごみ処理施設整備の主体(負担)整理

↓一部事務組合設立を前提に整理

			川島町	一部事務組合	左の事業ではないが 両市町で負担	備 考
	用	本体施設				・課税の特例(5,000万円控除)から実施主体が買収 ・用地面積は、基本構想で決定する
用	地	高台避難所等				・川島町が買収
	造	本体施設				・川島町は堤防の高さまで盛土を希望 ※実現可能性や費用などを考慮し、複数の選択肢 から現実的な選択をする
地	成	高台避難所等				・将来的に川島町が堤防の高さまで盛土
	拼	般入路	高台避難所等 への道路	ごみ処理施設 開発区域内の道路	ごみ処理施設 開発区域外の道路	・堤防の上を利用することにこだわらない ・緊急時に堤防の上の走行は河川事務所の内諾あり ・搬入路の選択によって実施者や負担が変わる
	高台避難所等 周辺環境整備					・ごみ処理施設と同時に開設しないことも可
					0	・地元住民の意向を伺っている途中で制限の話はでき ないが、上限金額、期間、内容などの際限なく拡大 しないような方策は必要との認識

- ※ 高台避難所等を整備する場合は川島町とする。
- ※ 本体施設は、焼却施設、マテリアルリサイクル施設(資源ごみ等)、管理施設、環境学習啓発施設を想定。・・・合築の可能性あり
- ※ 川島町は、温水プールや温浴施設などの付帯施設は設置を考えていないと地元住民説明会で説明している。

川島町・桶川市の広域ごみ処理施設整備(施設建設まで)のイメージ(一部事務組合の場合)

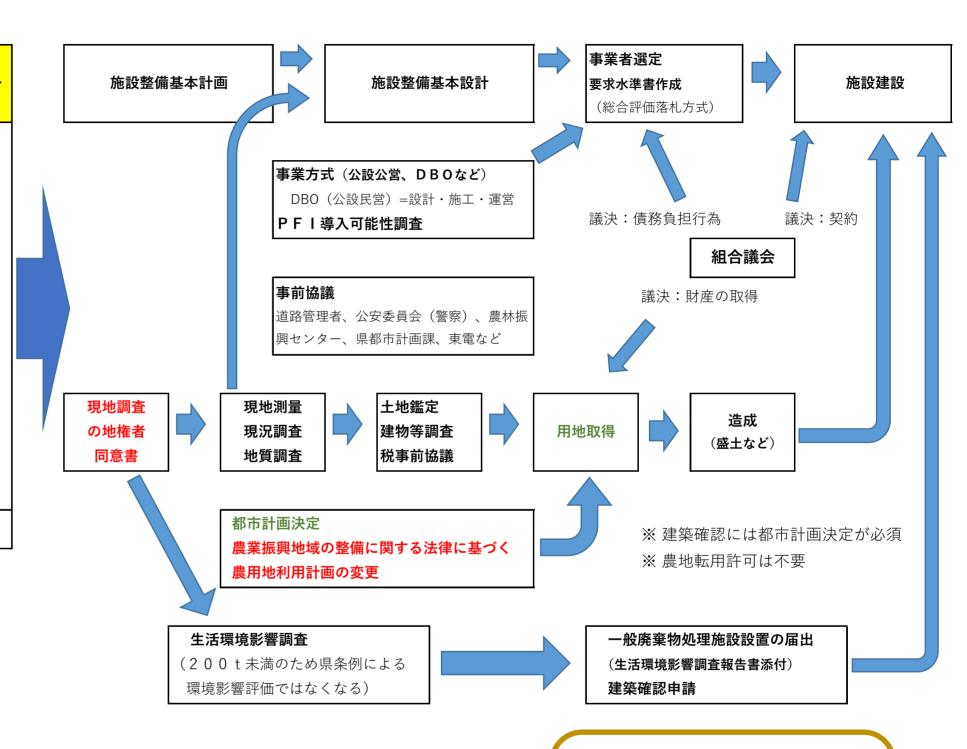
令和 4 年度調整会議

- 建設候補地選定
- ・ごみ処理業務の範囲検討
- ・付帯施設の有無【地元要望】 (規模・負担の考え方)
- ・地元対策の有無【地元要望】(規模・負担の考え方)
- ·協議会費用負担割合
- 協議会規約
- ・協議会設立準備

- ★ 基本合意書⇒解消
- ★ 基本合意書に代わるものとして
 - ⇒ 広域化の協定書
- ★ 協議会規約

協議会⇒一部事務組合の場合

- ・整備方針 決定=面積、施設 検討=造成、処理方式など
- · 余熱利用
- ・売電の有無(費用対効果)
- ・ごみの分別・質・量の検討
- ・共同処理するごみの範囲
- ·組合費用負担割合
- ・組合規約
- ・各市町議会(設立議案など)
- ・組合設立
- ・組合議会(速やかに開会)
- ★ ごみ処理基本計画
- ★ 施設整備基本構想
- ★ 循環型社会形成推進地域計画 (補助金を受けるために必要)
- ★ 組合例規整備委託
- ★ システム (給与・財務会計)
- ★ 事務機器等 (購入・リース)



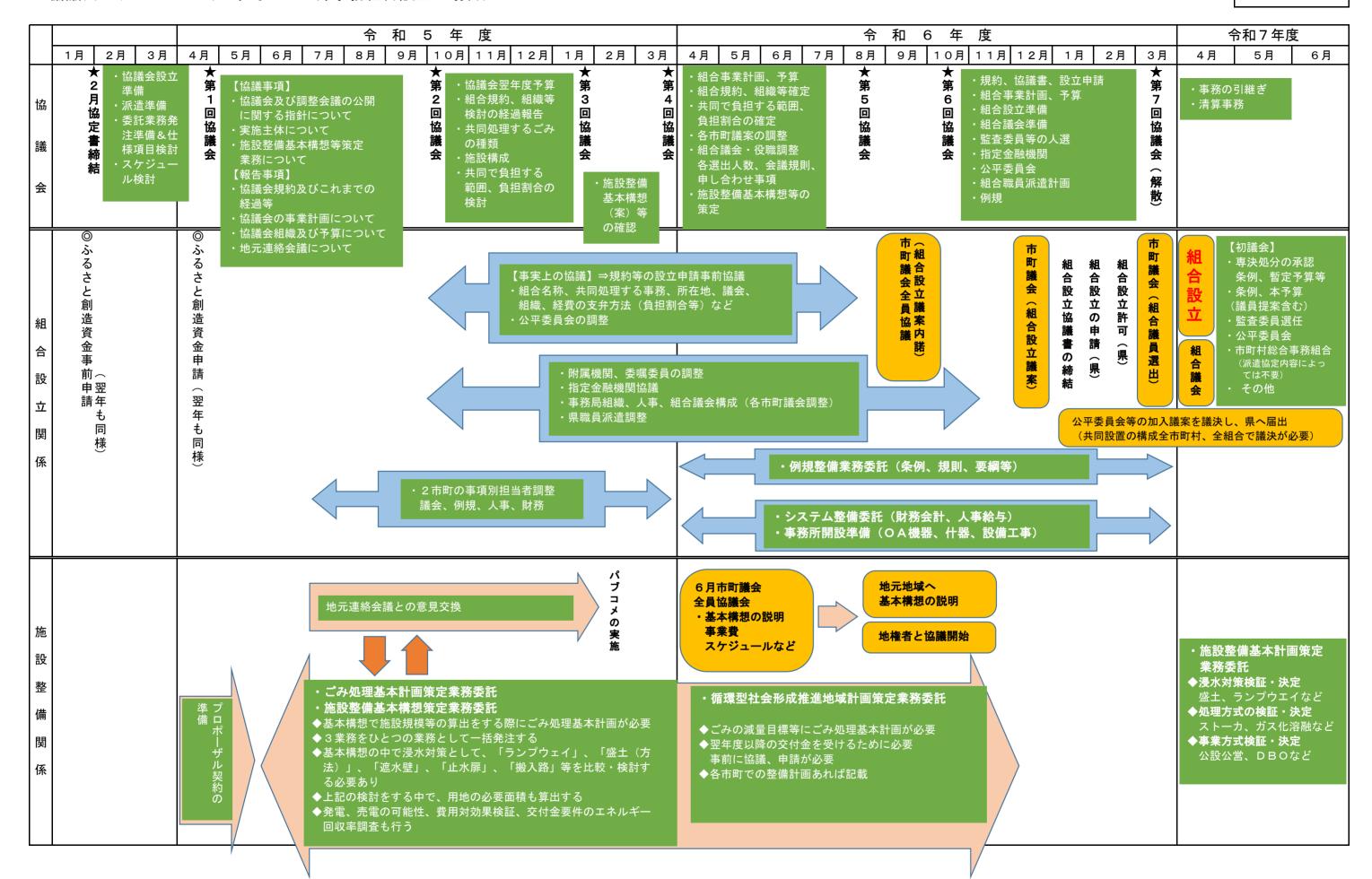
現段階での役割分担

黒文字は組合が実施

赤文字は川島町中心で実施

緑文字は川島町と組合で共同実施

※ 高台避難所等は将来的に川島町が整備をするため、一部事務組合の事業から除外している。



令和5年度協議会事業計画

1 方針

令和5年度は、今後のごみの広域処理を行う実施主体の決定及び実施主体の設立に向けた事務の準備、施設整備基本構想を主とした施設の整備に向けた諸計画の策定等の事務を行う。

2 事業

- (1)会議の開催
 - ①協議会
 - 4月 協議会及び調整会議の公開に関する指針について 協議会規約及びこれまでの経過等 協議会の事業計画について 協議会組織及び予算について 地元連絡会議について 実施主体について 施設整備基本構想等策定業務について
 - 10月 実施主体の規約、組織等の検討経過報告 共同処理するごみの種類及び施設構成 共同で負担する範囲及び負担割合の検討 協議会翌年度予算
 - 1月 施設整備基本構想(案)等の確認
 - 3月 施設整備基本構想等の策定

②調整会議

協議会の開催前に開催 協議会の協議事項の調整、資料の確認を行う

③担当者打合せ

月1回は協議会事務局の近況報告を行う 協議会・調整会議の開催にあわせて、適宜開催する 基本はごみ処理に関係する担当の打合せだが、内容によっては人事等 担当の打合せも行う

(2) 実施主体の検討

- 4月 協議会で実施主体の決定⇒以後、実施主体の設立準備
- 4月~9月

実施主体の規約を作成するため、内容に沿って2市町と協議

- ・共同処理するごみの範囲
- ・負担割合の検討
- ・議会の検討(一部事務組合のみ)
- ・組織(内部・外部含む)の検討
- 10月~3月

実施主体の規約に沿って2市町と協議

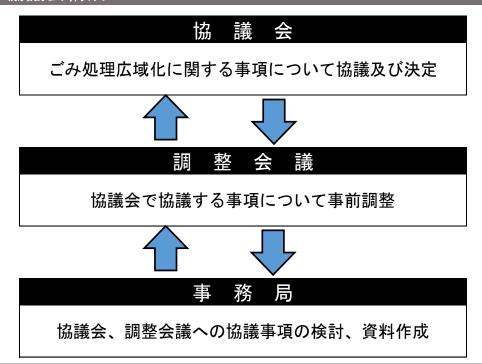
・4月~9月まで協議・決定した事項の詳細の検討

(3) 計画の策定

- ①ごみ処理基本計画及び施設整備基本構想(案)の策定 6月~1月
 - ・協議会、地元連絡会議、関係機関との調整により内容を決定
 - ・令和6年度に策定する循環型社会形成推進地域計画の準備 (埼玉県資源循環推進課との協議)
- ②パブリックコメントの実施2月
- ③完成(パブリックコメントの結果を反映し、協議会へ諮る) 3月 ⇒ 次回定例会で説明

協議会構成及び協議会事務局の体制について

協議会構成

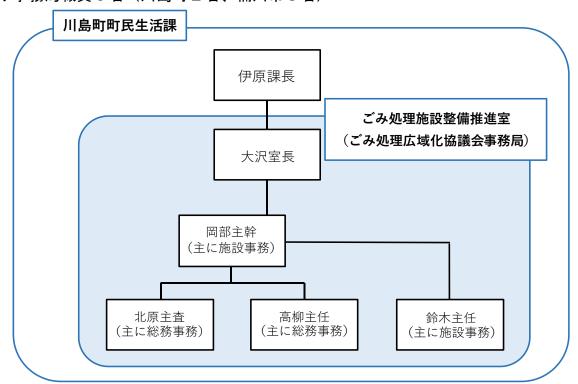


(メンバー) 川島町長 桶川市長

(メンバー) 川島町副町長 桶川市副市長 関係部課長等

協議会事務局体制

◆事務局職員5名(川島町2名、桶川市3名)



◆協議会の所掌事務

- (1) 事業の実施主体に関すること
- (2) 川島町内に建設予定のごみ処理施設の整備及びこれに付帯すること
- (3) ごみ処理基本計画、施設整備基本構想、循環型社会形成推進地域計画の 策定に関すること
- (4) その他必要と認める行為

令和5年度 協議会歳入歳出予算

(単位:千円)

	歳入			歳出						
	予算項目	予算額		予算項目 予算額						
見支	出金		衛生	衛生費						
	埼玉県ふるさと創造資金	11,000		ごる	み処理	理広域化協議会事業				
諸収	入				*	40				
	ごみ処理広域化負担金	15,736			需月	用費	345			
	川島町	5,548			役剂	务費	240			
	桶川市	10,188			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	22,264				
						ごみ処理基本計画策定委託				
						施設整備基本構想策定業務委託				
						循環型社会形成推進地域計画				
						策定業務委託				
					使月	用料及び賃借料	909			
					工事	事請負費	38			
					備品	a購入費	2,900			
合計	†	26,736	合計	-	•		26,736			

	住民基本台帳人口
	(R4.4.1現在)
川島町	19,281人
桶川市	74,691人
合計	93,972人

	均等割	人口割	合計	構成
	100分の50	100分の50		割合
川島町	3,934	1,614	5,548	35.3%
桶川市	3,934	6,254	10,188	64.7%
合計	7,868	7,868	15,736	100.0%

新ごみ処理施設等の整備に伴う地元連絡会議

名称

三保谷宿・山ケ谷戸地区新ごみ処理施設等整備地元連絡会議

目的

地元連絡会議は、地域住民と町が情報共有及び意見交換を行い、双方の理解を 深めるとともに、地域環境の保全、地域住民の安全・安心の確保について協議 し、その協議内容を事業に反映させることを目的とする。

地元連絡会議の委員(17人)

三保谷宿地区の住民 8人

山ケ谷戸地区の住民 9人

協議事項

地元連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 新ごみ処理施設の整備に関すること。(令和5年度~)
 - ① 搬入路
 - ② 施設の配置
 - ③ 内部動線
- (2) 新ごみ処理施設周辺の地域環境の保全に関すること。(令和5年度~)
 - ① 周辺の道路及び水路整備
 - ② 交通安全対策
 - ③ 付帯施設
- (3) 公害防止対策に関すること。(令和7年度~)
 - ① 煙突の位置・高さ
 - ② 排ガス自主規制値
 - ③ 騒音·臭気等
- (4) 高台避難場所に関すること。(令和5年度~)
 - ① 施設の内容や規模
 - ② 平時の利用方法
- (5) その他必要な事項

地元連絡会議の設置期間

令和5年4月から事業が完了するまで

会議の頻度

2~3か月に一度、定期的に実施する。

■地元連絡会議スケジュール

会議資料4-2

						令和5年							 令和 6 年	
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			第1回		第2回			第3回		第4回		第5回		
地元連絡会議			・地元連絡会議について室挨拶		・周辺環境整備等について業者紹介			* 施設整備基本構想の素・周辺環境整備等の調整		・周辺環境整備等の調整・周辺環境整備等の調整		・施設整備基本構想案の・周辺環境整備等の調整		
ごみ処理施設建設					・ 計画策定業者決定 ・ 施設整備基本構想								コメント実施 構想パブリック	・施設整備基本構想

					令和7年							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	第6回		第7回				第8回				第9回	
地元連絡会議	・施設 明 ・施設整備基本構想 ・周辺環境整備等の		・周辺環境整備等の									
ごみ処理施設建設			・施設整備基本構									

目安として、2~3か月に1回の頻度で地元連絡会議を開催するスケジュールとしておりますが、事業の進捗状況に併せて、適時開催する場合もあります。 地元連絡会議開催期間の間で、地元との調整をお願いします。 視察会は随時開催します。

協議第2号

実施主体について

実施主体を一部事務組合とする。

令和5年4月14日提出

川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会 会長 飯 島 和 夫

実施主体について

◆実施主体の検討

全国の市町村でごみ処理に関しての広域行政の実施主体は、「一部事務組合」が約71%、「事務の委託」が約24%、「広域連合」が約4%、「協議会」が約1%となっており、「一部事務組合」と「事務の委託」が9割を占めている。また、県内の状況は、市町村単独処理が52%、「一部事務組合」が44%、「事務の委託」が4%となっており、その他の共同処理方式が活用されている事例はなかった。

これらのことから、「一部事務組合」と「事務の委託」を比較検討し、実施主体を決定するものとする。

一部事務組合

○メリット 組合議会を通じて構成団体の意向を反映できる エカア ジング はなか ようし ジスク は ボーボ かん ない たっし ジスク

両市町が主体性をもってごみ処理事業に取り組むことができる

○デメリット 迅速な意思決定が難しい性質がある

事務の委託

○特徴 小規模団体が大規模団体へ事務を委託することが一般的

○メリット 法人格を持つ組織の設置を要せず、仕組みが簡潔 受託団体に権限が一元化されるため、責任の所在が明確

○デメリット 受託団体に法令上の責任が帰属するため、委託団体の意向が反映 されづらい

◆実施主体の決定

川島町・桶川市のごみ処理の広域化については、両市町ともに最重要課題と位置付けている。

また、ごみ処理は両市町がその処理等について適正に実施する責務があり、ご み処理の広域化により、効率的で質の高い住民サービスを提供するため、両市町 は主体性をもってごみ処理事業に取り組んでいる。

そこで、ごみ処理の広域化にあたっては、両市町が主体性をもってごみ処理事業に取り組むことが可能な仕組みを選択する必要がある。

この点で、組合議会を通じて構成団体の意向を反映させることができ、両市町が主体性をもってごみ処理事業に取り組むことができる「一部事務組合」が「事務の委託」よりも適している。

また、「一部事務組合」は、迅速な意思決定が難しいというデメリットがあるが、本事業は、1市1町の協議であるため迅速な意思決定が可能である。

以上のことから、実施主体を「一部事務組合」とする。

【参考】

表 1 共同処理の比較

区分	一部事務組合	事務の委託
組織	法人格をもち、議会議員、管理者及び	事務を受託した普通地方公共団体(以
	その他の職員で組織する。	下「受託団体」という。)の議会及び
		執行機関が主体となる。
条例	一部事務組合として条例、規則などを	受託団体の条例、規則が効力を有す
	定める。	る。
権限	一部事務組合が共同処理するとされ	受託団体が当該事務を処理すること
	た事務は、構成団体から除外される。	で、委託団体が自ら当該事務を管理執
		行した場合と同様の効果を生ずる。
		当該事務についての法令上の責任は、
		受託団体に帰属する。
議会	構成団体から選出された議員で議会	受託団体の議会議決により、意思決定
	が構成されるため、構成団体全ての意	を行う。委託団体の意思が反映されに
	思が反映できる。	< v.
経費負担	構成団体で按分負担する。負担割合は	委託団体が受託団体に対する委託費
	規約に定める。構成団体は負担金とし	として予算計上し、支弁の方法は協議
	て支出する。	により規約で定めて契約する。
問題点	組合設立にあたっては、構成団体の利	委託事務の権限が受託団体に移るた
	害調整を図り、不公平が起きないよう	め、委託団体は当該事務についての権
	にする必要がある。構成団体は、組合	限を行使できない。
	事務に関し直接権限を行使できない。	

県内の施設整備状況(事業方式別)

◆市町村単独 24施設(52%)

◆市町村	市町村	事業方式	施設名	処理方式	処理能力 (t/日)	炉数	使用開始 年度	余熱利用	発電
1			さいたま市クリーンセンター 大崎第二工場	ストーカ式	450	3	1995	場内温水、場内場外蒸気、発電	有
2	さいたま市	単独	さいたま市 東部環境センター	ストーカ式	300	3	1984	場内場外温水、場内蒸気、発電	有
3	C / /C & III	+-124	さいたま市 西部環境センター	ストーカ式	300	3	1993	場内場外温水、発電	有
4			さいたま市 桜環境センター	シャフト式	380	2	2015	場内温水、発電	有
5	川越市	単独	川越市東清掃センター 焼却施設	ストーカ式	140	2	1986	場内温水	無
6) . I \\ <u>\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\</u>	十次	川越市資源化センター 熱回収施設	流動床式	265	2	2010	場内場外温水、場内蒸気、発電	有
7			川口市戸塚 西棟(4号炉)	ストーカ式	150	1	1989	場内温水、場内蒸気、発電	有
	川口市	単独	環境センター 西棟 (3号炉)	ストーカ式	150	1	1993	場内温水、場内蒸気、発電	有
8			川口市朝日環境センター	流動床式	420	3	2002	場内温水、発電	有
9	所沢市	単独	所沢市西部クリーンセンター ごみ焼却施設	流動床式	147	2	1989	場内温水	無
10	/// // ///	T-7A	所沢市東部クリーンセンター ごみ焼却施設	ストーカ式	230	2	2003	場内温水、場内蒸気、発電	有
11	飯能市	単独	飯能市クリーンセンター	ストーカ式	80	2	2017	発電	有
12	加尔士) , , , , , ,	加須クリーンセンター ごみ焼却施設	ストーカ式	216	2	1998	場内温水、場外温水	無
13	加須市	単独	大利根クリーンセンター ごみ焼却施設	ストーカ式	40	2	1990	場内温水	無
14	東松山市	単独	東松山市クリーンセンター	ストーカ式	180	2	1977	なし	無
15	春日部市	単独	豊野環境衛生センター	ストーカ式	399	3	1994	場内温水、場内蒸気、発電	有
16		単独	狭山市稲荷山センター	ストーカ式	165	3	1996	場内温水、場内場外蒸気	無
17	羽生市	単独	羽生清掃センター	ストーカ式	80	2	1983	なし	無
18		単独	上尾市西貝塚環境センター	ストーカ式	300	3		場內場外温水、場內蒸気、発電	有
19	入間市	単独	入間市総合クリーンセンター	流動床式	150	3	1996	場内温水、場外温水	無
20	朝霞市	単独	朝霞市クリーンセンター	ストーカ式	120	2	1995	なし	無
21	和光市	単独	和光市清掃センター	ストーカ式	120	2	1990	場内温水	無
22		単独	坂戸市西清掃センター	ストーカ式	80	2	1994	場内温水、発電、場外蒸気	有
23	伊奈町	単独	伊奈町クリーンセンター	流動床式	60	2	1989	なし	無
24	川島町	単独	川島町環境センター ごみ処理施設	ストーカ式	40	2	1979	なし	無

◆事務の委託 2施設(4%)

	市町村	事業方式	施設名	処理方式	処理能力 (t/日)	炉数	使用開始 年度	余熱利用	発電
1	ふじみ野市	事務の委託 (三芳町)	ふじみ野市・三芳町環境センター	ストーカ式	142	2	2016	場内温水、発電	有
2	杉戸町	事務の委託 (幸手市)	杉戸町環境センター	流動床式	84	2	1996	場内温水、場外温水	無

◆一部事務組合 20施設(44%)

	市町村	事業方式	施設名	処理方式	処理能力 (t/日)	炉数	使用開始 年度	余熱利用	発電
1	蓮田白岡衛生組合	組合	蓮田白岡衛生組合 ごみ焼却施設	ストーカ式	270	3	1994	場内温水	無
2			久喜宮代(1号炉)清掃センター(2号炉)	ストーカ式ストーカ式	75 75	1	1975 1980	場内温水 場内温水	無無
3	久喜宮代衛生組合	組合		ストーカ式	30	2	1989	場内温水	無
4	八百日八冊工加口	WIT []	八甫清掃センター ごみ焼却施設	流動床式	105	2	1988	なし	無
5	十十四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		富士見環境センター	ストーカ式	180	2	1986	場内温水	無
6	志木地区衛生組合 (志木市・新座市・富士見市)	組合	新座環境センター東工場	ストーカ式	90	1	1979	場内温水	無
7	(心水川・세座川・苗工兄川)		新座環境センター西工場	ストーカ式	90	1	1994	場内温水、場内蒸気	無
8	小川地区衛生組合 (小川町・嵐山町・滑川町・ときがわ町・ 東秩父村)	組合	小川地区衛生組合 ごみ焼却場	ストーカ式	62	2	1976	なし	無
9	東埼玉資源環境組合 (越谷市・草加市・吉川市・八潮市・三郷	組合	第一工場ごみ焼却施設	ストーカ式	800	4	1995	場内場外温水、発電	有
10	市・松伏町)	小正 口	第二工場ごみ焼却施設	シャフト式	297	2	2016	場内場外温水、発電	有
11	蕨戸田衛生 センター組合	組合	蕨戸田衛生センター ごみ処理施設	流動床式	270	3	1992	場内温水、場内蒸気、発電	有
12	彩北広域清掃組合 (鴻巣市・行田市)	組合	小針クリーンセンター	ストーカ式	204	2	1984	なし	無
13	秩父広域市町村圏組合 (秩父市・横瀬町・皆野町・長瀞町・小鹿 野町)	組合	秩父クリーンセンター	ストーカ式	150	2	1997	場内温水、場内蒸気、発電	有
14	児玉郡市広域市町村圏組合 (本庄市・美里町・神川町・上里町)	組合	小山川クリーンセンター	ストーカ式	228	3	2000	場内場外温水、発電	有
15	埼玉西部環境保全組合 (鶴ヶ島市・毛呂山町・鳩山町・越生町)	組合	高倉クリーンセンター	流動床式	270	3	1995	場内温水	無
16			熊谷衛生センター第一工場	ストーカ式	140	2	1980	場内温水、場外温水	無
17	大里広域市町村圏組合	組合	熊谷衛生センター第二工場	ストーカ式	180	2	1989	場内温水	無
18	(熊谷市・深谷市・寄居町)	\htr □	深谷清掃センター	ストーカ式	120	2	1992	場内温水	無
19			江南清掃センター	ストーカ式	100	2	1979	場内温水、場外温水	無
20	埼玉中部環境保全組合 (鴻巣市・北本市・吉見町)	組合	埼玉中部環境センター	ストーカ式	240	3	1984	場内温水、場内場外蒸気	無

協議第3号

施設整備基本構想等策定業務について

施設整備基本構想等策定業務の発注方式について、公募型プロポーザル方式により実施する。

令和5年4月14日提出

川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会 会長 飯 島 和 夫

施設整備基本構想等策定業務

1 業務内容

ごみ処理基本計画、施設整備基本構想及び循環型社会形成推進地域計画の策定並びに ごみ処理広域化協議会及び地元連絡会議等の運営支援を行う業務

(1) ごみ処理基本計画の策定

ごみの発生抑制及びごみの排出から最終処分に至るまでの適正処理を進めるために必要な基本的事項を定める。また、施設規模等を算出するためにごみ量の将来推計を行う。

(2) 施設整備基本構想の策定

基本計画で整理した事項を基に、最適なごみ処理体系、造成、施設配置及び整備スケジュール等を検討し、概算事業費の算出を行う。

施設整備基本構想の策定にあたっては地元連絡会議と意見交換を行う。

(3) 循環型社会形成推進地域計画の策定

ごみ処理の現状について把握するとともに、ごみ減量化を含め、循環型社会形成のため、目標年次における排出量を定める。また、ごみ処理施設整備を実施するための計画を策定することにより、循環型社会形成推進交付金事業として開始する。

(4) ごみ処理広域化協議会及び地元連絡会議等の運営支援 ごみ処理広域化協議会、地元連絡会議等の運営や資料作成等に係る支援を実施する。

2 予算規模

27,434,000円(債務負担行為で2か年事業)

令和5年度 22, 264, 000円

令和6年度 5, 170, 000円

3 契約期間及び業務内容

- (1)期間令和5年6月下旬~令和7年3月28日(予定)
- (2) 業務内容

令和5年度 ごみ処理基本計画及び施設整備基本構想の策定

ごみ処理広域化協議会等の運営支援

令和6年度 循環型社会形成推進地域計画の策定

ごみ処理広域化協議会等の運営支援

4 発注方式

(1) 発注方式

公募型プロポーザル方式

理由: 当該業務は、技術的に高度で専門的な知識が要求される業務である。 このことから、各業者から企画提案書を提出させ、評価基準に照らして 評価を行うことにより、質の高い成果が見込まれるため。

(2) プロポーザル審査委員会

審査委員は7名で組織し、委員長は川島町副町長、委員は川島町は政策推進課長、町民生活課長、まち整備課長、桶川市は企画調整課長、環境対策推進課長、建築課長で構成する。

5 スケジュール (予定)

(1) 発注までのスケジュール

①公 表:令和5年4月19日

②参加表明書の締切日:令和5年5月8日

③第 1 次 審 查:令和5年5月11日

④企 画 提 案 書 等 の 提 出 期 限:令和5年6月 2日

⑤第 2 次 審 查:令和5年6月21日

⑥審 査 結 果 の 通 知:令和5年6月22日

⑦契 約 締 結:令和5年6月下旬

(2) パブリックコメント

時期 令和6年2月

(3) 策定時期

①ごみ処理基本計画 令和6年3月

②施設整備基本構想 令和6年3月

③循環型社会形成推進地域計画 令和6年9月